

依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会 取りまとめ 骨子 (案)

1. 趣旨

これまでの依存症（ここでは「アルコール依存症」「アルコール以外の薬物依存症」「病的賭博」）に対する取組や調査・研究結果等を踏まえつつ、依存症者に対する医療及び回復支援に関する検討を行い、今後の依存症対策に繋げていくことを目的とする。

2. 現状と課題

依存症の治療・回復については、様々な側面から構造的に取り組む必要がある。

(1) 本人、家族が気軽に依存症に関する相談ができる体制の整備

(現状)

- ・ どこに相談に行けばよいかわからない。
- ・ 自助グループや回復施設があるものの、その周知が十分にされていない。
- ・ 相談支援のためのスキルが十分とは言えない。
- ・ 精神保健福祉センターとして十分に機能しているとはいえない。

(課題)

- ・ 本人、家族が相談を希望した時に、どこに相談すれば良いかという情報を容易に入手できる必要がある。
- ・ 各関係機関が相談者のニーズに応じた相談を継続して提供できる体制を整備する必要がある。

(2) 医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備

(現状)

- ・ 連携等に関する地域での依存症への取り組みが明らかではない。
- ・ 依存症の回復において、どこまでが医療としてかかわるのが明確でない。
- ・ 地域の中で、どの関係機関がどういう役割を果たせるかが確認されていない。

(課題)

- ・ 連携等に関する地域での依存症への取り組みの状況を明らかにする必要がある。
- ・ 医療機関、保健所や精神保健福祉センター等の行政機関、自助団体が相互に有機的な連携をとれる体制の整備が必要である。

(3) 必要な医療を受けられる体制の整備

(現状)

- ・ 依存症治療の拠点となりうる医療機関が少ない。
- ・ 外来治療、入院治療のあり方がはっきりしていない。
- ・ 依存症への医療関係者の理解が十分ではない。
- ・ 他の精神疾患を合併した依存症への対応が不十分である。

(課題)

- ・ 依存症の治療が可能な医療機関が充実し、依存症者が必要な医療を受けられるための体制整備が必要である。
- ・ 医療を提供する側の依存症に対する十分な知識が必要である。
- ・ 医療を提供しやすいシステムや工夫の開発が必要である。
- ・ 重複障害のある薬物依存症者への対応を十分に行える必要がある。
- ・ プライマリーケアからフォローアップまでの連続的な医療のサポート体制の強化が必要である。

(4) 当事者の状況に応じた回復プログラムの整備

(現状)

- ・ 依存症回復のための体系的なプログラムが普及しつつある。

(課題)

- ・ 依存症回復のための体系的なプログラムをより普及させる必要がある。
- ・ 医療機関、行政機関、自助団体で提供されるプログラムについての整備が必要である。
- ・ より効果的なプログラムの開発が必要である。

(5) 地域における当事者、家族の支援体制の整備

(現状)

- ・ 依存症に対する偏見が強い。
- ・ 家族教室を積極的に開催している精神保健福祉センターがある。
- ・ 家族教室等の学習の機会についての周知が十分ではない。
- ・ 家族が依存症について学習する機会が乏しい。
- ・ 家族向けのプログラムを行っている自治体がある。

(課題)

- ・ 精神保健福祉センターの家族教室などを通じた、依存症の家族に対する教育の体制を整える必要がある。
- ・ 精神保健福祉センターの家族に対する機能を強化する必要がある。
- ・ 本人、家族の生活の質を向上させることが必要である。
- ・ 一般の人にも、依存症という病気を理解していただく必要がある。

3. 今後、必要と考えられる取り組み

現状を踏まえ、課題を解決するために、今後、必要と考えられる取り組みを示した。

(1) 本人、家族が気軽に依存症に関する相談ができる体制の整備

- ・ 国や自治体のホームページ、広報紙等を活用し、依存症者やその家族が身近に相談できる場所を周知する。
- ・ 関係機関に応じた、相談体制の充実を図る。
- ・ 当事者やその家族に対する相談支援の充実を図るためのガイドラインを充実させる。
- ・ 関係機関の相談員等に対し、依存症についての正しい理解や支援方法の習得等のための研修を実施する。

(2) 医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備

- ・ 地域における関係機関同士の連携を図るため、ガイドラインの策定及び関係機関同士によるミーティングを実施する。
- ・ 精神保健福祉センターで実施している家族教室を充実させる。
- ・ 精神保健福祉センター等に依存症についての専門相談員を配置し、相談支援及び関係機関の連絡・調整を行う。
- ・ 医療機関内での連携を強化する。
- ・ 地域における依存症対策の実態を把握するための調査を行う。

(3) 必要な医療を受けられる体制の整備

- ・ 依存症に対する医療体制を充実させ、地域における依存症治療拠点機関の設置を目指す。
- ・ 医療関係者向けの依存症診療ガイドラインを策定する。
- ・ 医療関係者向けの研修を充実させる。
- ・ 学術団体からの専門的な技術支援を求める。
- ・ 新規治療薬物の開発に資するような研究を支援する。

(4) 当事者の状況に応じた回復プログラムの整備

- ・ 患者の個別の状態像に応じた各種治療・回復プログラムの研究及び開発を行う。

(5) 地域における当事者、家族の支援体制の整備

- ・ 当事者、家族のみならず、地域住民に対しても依存症は病気であるということについての普及啓発活動を行う。
- ・ 地域における家族向けの研修会を充実させる。
- ・ 家族向けの回復支援プログラムを開発する。